

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認兵庫地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	61 件
国民年金関係	4 件
厚生年金関係	57 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	52 件
国民年金関係	18 件
厚生年金関係	34 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年10月から48年6月まで

私は、昭和47年10月頃、私たちのことを心配した兄が、A県B市で私たち夫婦の国民年金の加入手続を行ってくれたと聞いたが、意味が分からなかった。C市に転居した後、兄から国民年金の手続のことを聞いていたので、すぐに同市役所で手続を行った。

兄夫婦は、申立期間の国民年金保険料を納付しており、私たち夫婦の国民年金の加入手続をしてくれた兄が、私たちの保険料を納付しないということはないと思うので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までについて、B市の国民年金被保険者名簿によると、47年11月2日に、夫婦共に国民年金の取得処理がされており、この頃に、国民年金の加入手続が行われたものと推認できる上、同名簿に記載の住所は、申立人の兄の住所と近接する住所であることから、申立内容と符合する。

また、申立人の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を納付したとする申立人の兄は、国民年金に加入以降、60歳到達時まで、全ての保険料を納付していることから、その兄の保険料の納付意識は高かったものと考えられる上、申立人がB市に在住していた昭和47年10月から48年3月までについて、保険料を納付しない特段の理由も見当たらないことから、申立期間のうち、当該期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までについて、上記B市の国民年金被保険者名簿によると、申立人は、同年5月に同市からD市へ

転出していることが確認できる上、当該期間の国民年金保険料を申立人が納付したとする主張は無いことから、申立期間当時の保険料の収納方法は期別納付であったことを踏まえると、当該期間の保険料については、申立人の兄は納付できなかったものと考えられる。

また、申立人の兄が申立期間のうち、昭和48年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和47年10月から48年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和52年4月から53年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和52年4月から53年12月まで
② 昭和55年7月から57年3月まで

私は、幼い長女を連れて市役所で国民年金の加入手続を行い、夫婦の国民年金保険料を私が納付していたが、申立期間①については、職員から夫と同じ時期まで遡って納付できると聞き、1回1万5,000円から1万6,000円ぐらいを数回納付した記憶もあり、夫が納付済みであるのに、私が未納とされていることに納得できない。

また、夫が会社に就職したが、私の国民年金保険料納付が困難だったので、保険料の免除申請を行っていたのに、申立期間②が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、国民年金の加入手続時に市役所の職員から、申立人の夫が国民年金保険料を納付済みである期間について保険料を納付できるとの説明を受けたので、遡って納付した記憶があるとしており、保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年12月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認でき、この頃に加入手続を行ったものと推認できることから、申立期間の保険料を遡って納付することが可能であった上、申立人は、1万5,000円から1万6,000円ぐらいを数回納付したとしており、この金額は申立期間当時の6か月分の保険料額とおおむね一致することから、申立人が申立期間の保険料を遡って納付したものと考えても不自然ではない。

一方、申立期間②について、当時の国民年金被保険者台帳である申立人の特殊台帳を見ると、一旦、昭和 55 年度が申請免除期間とされていたものの、A 市の国民年金被保険者台帳によると、申立人の夫が、昭和 55 年 7 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、57 年 4 月 19 日の届出により、申立人が 55 年 7 月 1 日付けで強制加入被保険者から任意加入被保険者へと種別変更されていることが確認でき、任意加入被保険者の国民年金保険料は免除できないことから、申立人は、申立期間の保険料を免除されなかったものと考えられる。

また、申立人が申立期間②の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和 52 年 4 月から 53 年 12 月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和60年1月から同年3月まで
② 昭和60年7月から61年3月まで

私は、会社を退職し、昭和60年4月にA市役所で国民年金の加入手続きとともに、付加保険料の手続きも行った。その際、同年1月から同年3月までの国民年金保険料が未納になっていたため、納付書を発行してもらい遡って納付し、同年4月から61年3月までは、毎月銀行で納付していたのに、未納期間とされているのでよく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、3か月と短期間であるとともに、申立人に係るA市の国民年金被保険者関係届（申出・申請）書を見ると、昭和60年4月25日に国民年金の加入手続きを行っており、納付書欄には申立期間の現年度納付書が発行されていることが確認できることから、申立人の主張と符合し、申立期間直後の昭和60年4月から同年6月までの国民年金保険料を納付していることを踏まえると、申立人は、当該納付書により、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

一方、申立期間②について、申立人は、その夫が金融機関で毎月、納付してくれていたと主張している。

しかしながら、A市の国民年金賦課収納状況一覧表において、申立期間②は空欄となっており、申立期間の国民年金保険料を現年度納付した記録は見当たらない上、昭和61年6月10日付けで過年度納付書が発行されていることがオンライン記録により確認できることから、当該時点で、昭和60年度以前の期間に保険料の未納があったものと推認できるが、申立人からは遡って保険料を

納付したとする主張は無く、申立人は、申立期間の保険料を納付しなかったものと考えられる。

また、申立期間②について、A市によると、申立期間当時の国民年金保険料の納付方法は、3か月ごとの期別納付であったとしていることから、申立内容とは符合しない上、保険料は少なくとも3回に分けて納付することとなるが、金融機関で納付したとする記録が全て欠落するとは考え難い。

さらに、申立期間②について、申立人及びその夫が国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間のうち、昭和60年1月から同年3月までの国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年9月から40年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年9月から40年3月まで

私は、昭和44年に結婚し、現住所へ転居したが、その際、今は亡き母親が、「あなたの国民年金保険料は、最初から今日まで納めているから。」と言って、日付印の押した国民年金手帳を見せてくれた。加入手続や保険料納付は、集金人を通じて行ってくれたと聞いていた。実家は経済的に楽な生活を営んでおり、母親は実直な性格だったので、その言葉は嘘ではないと確信している。古い年金手帳等は実家に残していたが、災害の際、処分してしまった。

現在の記録に納得できないので、よく調べて、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は7か月と短期間である上、申立人は、申立期間後の国民年金保険料を全て納付しており、納付意識の高さがうかがえる。

また、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、後の任意加入被保険者の資格取得日から、昭和40年11月頃に払い出されたものと確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、B市では、窓口で過年度納付書を発行していたとしていることから、申立期間の国民年金保険料を過年度納付することが可能である。

さらに、申立人と同様に、申立人の母親が国民年金保険料を納付していたとする申立人の兄は、昭和36年4月の国民年金制度発足時から国民年金に加入し、申立期間の保険料を納付済みであることから、申立人についても、申立期間の保険料を納付したものとみても不自然ではない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間について国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主は、申立人が昭和23年8月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所(当時)に行ったことが認められることから、申立人のA社(現在は、B社)C工場における資格取得日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間に係る標準報酬月額については、1万円とすることが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年8月20日から26年8月1日まで

私は、A社C工場で、昭和22年5月から28年1月まで継続して勤務した。転勤や所属部署の変更は無かったのに記録が欠落している。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社C工場において、申立期間当時、給与計算を担当していたとする元従業員によると、「申立人は申立期間も継続して勤務し、職種等の変更は無かったと思う。申立期間当時、同社では、全ての従業員が厚生年金保険に加入していた。」と証言している上、当時の経理事務員だったとする別の元従業員も、「全ての従業員が勤務期間の全期間について、厚生年金保険に加入していたと思う。」と証言している。

また、オンライン記録及び申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳(旧台帳)によると、申立人は申立期間の始期の昭和23年8月20日にA社C工場に係る厚生年金保険被保険者資格を取得後、申立期間直後の26年8月1日に、再度、当該事業所において被保険者資格を取得しており、申立期間の被保険者記録は確認できないが、B社が保管する健康保険厚生年金保険被保険者名簿(以下「被保険者名簿」という。)には、申立人が、23年8月20日に資格を取得し、24年1月1日及び同年5月1日にそれぞれ標準報酬等級を変更した旨の記載が確認できる。

さらに、日本年金機構が保管するA社C工場に係る被保険者名簿（先頭ページの摘要欄に「S26. 8. 1 算定基礎届により名簿照会書換」と記載）において、申立人が記載されているページ及びその前後の合計3ページに記載されている被保険者44人（申立人を除く。）は、いずれも資格取得日の記載が無いところ、当該44人のうち、オンライン記録が確認できた36人全員の資格取得日は、昭和26年8月1日より前であることが確認できる上、当該名簿を管轄するD事務センターでは、「資格取得日を確認できる他の名簿を確認できないため、他に書換え前の名簿が存在していた可能性については判断できず不明である。」と回答しており、申立期間に係る申立人の年金記録の管理が適切に行われていない可能性がうかがえる。

加えて、上記の44人のうち、B社が保管する被保険者名簿において、昭和24年5月1日の標準報酬等級の記載が確認できる9人を調査したところ、当該9人全員の当該名簿に記載されている同年同月の標準報酬等級は、日本年金機構が保管する被保険者名簿の標準報酬等級とそれぞれ一致することが確認できる。

これらを総合的に判断すると、事業主は、申立人が昭和23年8月20日に厚生年金保険被保険者の資格を取得した旨の届出を社会保険出張所に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、厚生年金保険法及び船員保険法の一部を改正する法律（昭和44年法律第78号）附則第3条の規定に準じ、1万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人のA社（現在は、B社）本店における厚生年金保険被保険者資格の取得日は、昭和19年10月1日であると認められることから、申立期間に係る記録を訂正することが必要である。

なお、申立期間の標準報酬月額については、昭和19年10月から21年3月までは70円、同年4月から22年5月までは270円、同年6月から同年8月までは600円することが妥当である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男（死亡）
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から22年9月1日まで

私の主人は、昭和17年にA社に入社し、途中兵役に服したが、55年に退職するまで継続して同社に勤務していたにもかかわらず、19年10月1日から22年9月1日までの厚生年金保険の加入記録が無いことに納得できない。

（注）申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

B社の回答から、申立人が申立期間にA社に継続して勤務していたことが確認できる。

また、A社本店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人は、同社本店が厚生年金保険の適用事業所となった昭和19年6月1日に被保険者資格を取得し、かつ同日付けで同資格を喪失しており、備考欄には、「郵」の記載が確認できることから、申立人は、同日時点で団体郵便年金に加入していたため、厚生年金保険の適用を除外されたものと推認できる。

さらに、B社は、「昭和19年6月1日当時、A社の国内在籍者全員が団体郵便年金に加入しており、同日に管轄社会保険事務所（当時）に資格取得届及び適用除外申請を提出した。また、22年9月1日の適用除外制度廃止に伴い、同日の在籍者全員について、厚生年金保険被保険者資格取得届を提出した。」と回答している。

加えて、日本年金機構の資料によると、団体郵便年金に加入している場合には、厚生年金保険法の前身である労働者年金保険法の制定時から、「団体郵便年金掛金の労働者年金保険への移管」、「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険の適用除外」及び「団体郵便年金加入者に対する労働者年金保険に適用されるに至った場合における被保険者期間の加算」という三つの調整が行われており、旧台帳に団体郵便年金加入の表示がある場合は、昭和22年9月を限度として、厚生年金保険の被保険者期間と認めることとされている。

これらを総合的に判断すると、申立期間について、事業主は、申立人が昭和19年6月1日に厚生年金保険被保険者の資格を取得（準備期間を経て、同年10月1日から保険料を徴収）した旨の届出を保険出張所（当時）に行ったことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社本店における昭和19年6月の保険出張所の記録から、同年10月から21年3月までは70円、同社本店における申立人と同年齢の被保険者の厚生年金保険被保険者台帳の記録から、同年4月から22年5月までは270円、申立人の同社本店における同年9月の社会保険出張所（当時）の記録から、同年6月から同年8月までは600円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を117万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 50 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 10 月 31 日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされているが、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する117万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年10月31日

申立期間に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされているが、年金記録に不備がある。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額の上限額150万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社における資格取得日に係る記録を昭和35年9月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を1万6,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和11年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和35年9月1日から同年11月1日まで

私は、昭和35年3月1日にA社に入社した後、同年8月31日までB社(現在は、C社)に出向し、同年9月1日にA社に復職したが、復職直後の2か月間の年金記録が無いので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した在籍証明書、社員人事カード、勤務履歴、雇用保険の被保険者記録及び同社の回答内容から判断すると、申立人は、同社及びその関連事業所に継続して勤務し(昭和35年9月1日にB社からA社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る昭和35年11月の社会保険事務所(当時)の記録から、1万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているが、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと認められる。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和55年1月1日から同年4月1日までの期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準報酬月額に係る記録を26万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和49年1月1日から55年4月1日まで

私は、昭和39年4月から55年3月までA事業所で勤務していたが、申立期間の給料支払明細書を見ると、社会保険事務所（当時）に届出された標準報酬月額が実態に合っていない。保管している給与明細書をすべて提出するので、適正な標準報酬月額に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、申立期間の標準報酬月額の相違について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料控除額及び申立人の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

2 申立期間のうち、昭和55年1月から同年3月までの期間については、申立人が保管する給料支払明細書から、申立人は、その主張する標準報酬月額（26万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事

業主は納付していたと思うとしているが、これを確認できる関連資料、周辺情報は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立人が主張する標準報酬月額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

3 申立期間のうち、昭和49年1月から同年7月までの期間、同年9月から51年9月までの期間、同年11月から52年11月までの期間、及び53年1月から54年12月までの期間については、給料支払明細書により確認できる厚生年金保険料控除額又は報酬月額に見合う標準報酬月額のいずれか低い方の額は、オンライン記録の標準報酬月額と同額かこれを下回る額であることが確認できることから、当該期間は特例法による保険給付の対象にあたらないため、あっせんは行わない。

4 申立期間のうち、昭和49年8月、51年10月及び52年12月については、申立人は当該期間の給料支払明細書を所持しておらず、ほかに申立人が主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立期間のうち、昭和49年1月から54年12月までの期間について、申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所(当時)に対し、申立人が主張する標準報酬月額(41万円)であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を41万円と訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年10月1日から15年9月1日まで

私は、平成6年4月1日にA社に就職し、18年3月31日までの間、継続して勤務していた。厚生年金保険被保険者記録によると、14年10月から15年9月までの標準報酬月額が28万円となっている。総支給額から算定される額より低くされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出のあった所得税源泉徴収簿兼賃金台帳によると、申立人の厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額は41万円であることが確認できる上、B健康保険組合から提出のあった被保険者・被扶養者台帳及び被保険者報酬月額算定基礎届履歴によると、申立人の標準報酬月額は41万円であることが確認できる。

また、A社は、「所得税源泉徴収簿兼賃金台帳の記載どおりに申立人に係る厚生年金保険料を控除、納付していた。算定基礎届は複写式であるため、同組合へ届け出た標準報酬月額と社会保険事務所に届け出た厚生年金保険料に係る標準報酬月額は同額である。」と回答している。

さらに、オンライン記録によると、申立人の申立期間直前の標準報酬月額は44万円(平成13年10月定時決定)、申立期間直後の標準報酬月額も44万円(15年9月定時決定)であるところ、申立人の申立期間の標準報酬月額をオンライン記録どおり28万円とした場合、申立期間の直前、直後とも標準報酬月額が2等級以上の変動があるため、本来であれば随時改定の対象となることから、13年については同年5月から同年7月の平均給与により同年8月に改定、15年については同年4月から同年6月の平均給与により、同年7月に改

定の手続を行うべきであるにもかかわらず、兩年とも随時改定の手続が行われていない。

これらについて、日本年金機構C事務センターでは、「オンライン記録の標準報酬月額が正しいとするなら間違った手続である。申立人の被保険者番号の1つ前の被保険者の標準報酬月額が28万円であることからすると、当センターの入力ミスの可能性は否定できない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に対し届け出た申立人の標準報酬月額については、申立人が主張する標準報酬月額（41万円）であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額については、41万円とすることが妥当である。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準賞与額に係る記録を150万円に訂正することが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年3月31日

平成19年3月31日に支給された賞与に対して厚生年金保険料控除がされているが、年金記録が漏れている。記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された賃金台帳から、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額(150万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について、事業主によると、申立期間に係る事務手続に誤りがあったとしていることから、社会保険事務所(当時)は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社（現在は、B社）における資格喪失日に係る記録を平成18年12月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を24万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成18年11月30日から同年12月1日まで

私は、A社で継続して勤務し、平成18年6月1日から同年12月1日まで同社で厚生年金保険に加入していた。しかし、年金記録を確認したところ、同社における厚生年金保険の資格喪失日が同年11月30日となっており1か月の空白期間が生じているので訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録及び事業主が発行した在籍証明書等から判断すると、申立人が、申立期間において、A社で勤務していたことが確認できる。

さらに、事業主が保管する申立人に係る平成18年分給与所得の源泉徴収票により確認できる社会保険料控除額から判断すると、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社に係る平成18年10月の社会保険事務所（当時）の記録から24万円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の納付義務の履行については、事業主は、納付したかは不明であるとしているが、事業主が保管している申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書における資格喪失日が平成18年11月30日となっていることから、事業主が、同日を厚生年金保険の資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年11月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったも

のの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立人に係る申立期間の保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を55万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、55万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和27年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を26万1,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和20年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、26万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を27万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和36年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、27万3,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を40万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和39年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、40万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を15万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、15万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を20万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和45年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、20万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を10万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、10万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和40年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和38年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を35万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、35万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を30万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、30万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和29年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万2,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を45万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和42年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所(当時)へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、45万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を50万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、50万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を5万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和41年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成16年8月5日

私の年金記録では、平成16年8月の標準賞与額の記録が無い。A社によると、当時社会保険事務所（当時）へ賞与支払届を提出していなかったとのことなので、申立期間の標準賞与額の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された平成16年分賃金台帳により、申立人は、5万円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事務所は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間に係る標準賞与額については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準賞与額とならない記録とされているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の申立期間の標準賞与額に係る記録を63万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和31年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成19年12月13日

A事業所（現在は、B事業所）から支給された賞与のうち、申立期間に支払われた賞与に係る記録が、私が所持している平成19年分給与所得退職所得に対する所得源泉徴収簿から、厚生年金保険料が控除されていることが確認できるにも関わらず、厚生年金保険の記録から抜けている。記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の標準賞与額について申し立てているが、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、標準賞与額を決定し、これに基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉徴収していたと認められる保険料の額及び申立人の賞与額のそれぞれに基づく標準賞与額の範囲内であることから、これらの標準賞与額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の標準賞与額については、申立人から提出された平成19年分給与所得退職所得に対する所得源泉徴収簿により確認できる厚生年金保険料額から、63万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行について

は、当該保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に、事業主が申立期間
当時に事務手続を誤ったとして訂正の届出を行っていることから、社会保険事
務所（当時）は、申立人に係る申立期間の標準賞与額に基づく保険料について
納入の告知を行っておらず、事業主は当該保険料を納付する義務を履行してい
ないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間①における標準報酬月額記録は、事後訂正の結果16万円とされているところ、当該額は厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は訂正前の15万円とされているが、申立人は、申立期間①について、その主張する標準報酬月額(16万円)に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「特例法」という。)に基づき、申立人の申立期間①の標準報酬月額に係る記録を16万円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(訂正前の標準報酬月額(15万円)に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額の記録は、厚生年金保険法第75条本文の規定に該当することから、年金額の計算の基礎とならない記録とされているが、申立人は、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、特例法に基づき、申立人の申立期間②の標準賞与額に係る記録を3万3,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和60年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成20年4月14日から同年9月1日まで
② 平成20年6月25日

申立期間①については、給料台帳どおりの厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたので確認願いたい。

また、申立期間②については、給料台帳どおりの厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたので確認願いたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①及び②について、標準報酬月額及び標準賞与額（以下「標準報酬月額等」という。）の相違について申し立てているが、特例法に基づき、標準報酬月額等を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる保険料額及び申立人の報酬月額及び賞与額のそれぞれに基づく標準報酬月額等の範囲内であり、これらの標準報酬月額等のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、申立人の申立期間①における標準報酬月額は、当初15万円と記録されたが、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年3月に15万円から16万円に訂正されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる標準報酬月額は、当該訂正後の標準報酬月額（16万円）ではなく、当初記録されていた標準報酬月額（15万円）となっている。

しかしながら、A事業所が提出した給料台帳から、申立期間①について、申立人は、その主張する標準報酬月額（16万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人の申立期間①に係る報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対し誤って提出し、また、当該期間に係る厚生年金保険料については、過少な納付であったことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間②における標準賞与額は、当該期間に係る保険料の徴収権が時効により消滅した後の平成23年3月に5万円と記録されたところ、厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎とならない記録とされている。

しかしながら、A事業所が提出した給料台帳において確認できる申立期間②の保険料控除額から、当該期間に係る標準賞与額については、3万3,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないことを認めていることから、これを履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の平成14年4月の国民年金保険料については、学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和56年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成14年4月

私は、20歳に達した平成13年頃は大学生であり、遠方の大学に通っていたので、住民票のあったA市に住んでいなかった。そのため、学生納付特例の申請手続は、学校の春休み中に実家に帰省したときに必ず私が行っていた。

記録を確認したところ、平成14年4月の記録が未納とされていることが分かった。B年金事務所に問い合わせたところ、同年6月に学生納付特例を申請しているので、その前月の同年5月から適用されているとの回答であったが、当時、私は同年6月にA市に在住していないので、同月に申請することは考えられず、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時、毎年、3月又は4月頃に学生納付特例の申請を行っていたと主張している。

しかしながら、申立人に係る平成14年度の学生納付特例の申請は、平成14年6月20日付けであることから、申請のあった月の前月である同年5月からの適用となったものと推定できる上、同年9月9日付けで申立人に対して納付書を作成していることがオンライン記録で確認できることから、納付書作成時点では、申立期間は国民年金保険料が未納となっていたものと推認でき、ほかに申立人が申立期間の保険料を学生納付特例により納付猶予されていたことをうかがわせる周辺事情及び関連資料は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を学生納付特例により納付猶予されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和47年8月から50年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和47年8月から50年3月まで

ねんきん特別便を見ると、未納とされている期間があることが分かったが、当時は、母親が兄の国民年金保険料と一緒に、私の保険料を婦人会の集金人に、絶対に納めてくれていた。家は裕福だったし、私と同様に家業を手伝っていた兄の年金記録は納付済みとなっているにもかかわらず、私は未納となっている。母親は生前、「あんたの、保険料もちゃんと払ってあるから。」と言っていたことを私は聞いており、社会保険庁（当時）の年金記録に納得できないので第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を申立人の兄の分と一緒に婦人会の集金人に納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の任意加入者の加入状況から、昭和50年9月に払い出されたものと推認できる上、A市の被保険者台帳によると、国民年金被保険者資格の取得に係る届出日は同年9月26日と記録されており、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、この時点において、申立期間のうち一部は既に時効により保険料を納付することはできず、48年7月から50年3月までは過年度納付が可能であるものの、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

また、申立人の兄の国民年金手帳記号番号は、昭和46年12月に払い出されていることから、申立期間について、申立人の兄自身は、国民年金保険料を現年度納付することは可能であったが、A市によると、集金人は国庫金と

なる過年度保険料を収納しなかったとしており、申立人の母親は、申立人及びその兄について、申立期間の保険料を一緒に納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人及び申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、源泉徴収票等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から43年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から43年3月まで

私は、高校を卒業後、両親が営む店の仕事に従事しており、その取引先であるA町役場（現在は、B市役所）の職員から、私には「未納があるが、今なら納付できる。」との説明を受け、昭和45年7月頃に、特例納付を利用してA町役場で一括して納付した。

ところが、ねんきん特別便を見ると、1年分を一括で納付した期間の記録が未納とされており、納付できないので第三者委員会に申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料について、A町役場の職員から未納期間の保険料を遡って納められる制度があるとの説明を受け、昭和45年7月頃、同町役場で一括して納付したと主張している。

しかしながら、特例納付制度による国民年金保険料は国庫金であるため、A町役場では収納することができないことから、申立内容と符合せず、特例納付により保険料を納付した場合、その記録が記載される当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳によると、申立期間は未納とされており、特例納付の記録は確認できない。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成7年9月から10年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和50年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成7年9月から10年3月まで

私が20歳になった平成7年頃は大学生であり、経済的に余裕が無かったが、国民年金保険料の納付書が送付されてきたので、遅れながらも納付していた。領収書は捨ててしまっていて所持していないが、申立期間について未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、送付されてきた納付書により、申立期間の国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の基礎年金番号は平成10年1月に付番されており、オンライン記録において、同年金番号で申立期間の保険料を納付した形跡は見当たらない上、当該時期からみて、申立期間のうち、7年11月以前は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立人は、平成10年3月にA市に転居しているが、この時点では申立期間のうち、平成9年度の国民年金保険料は現年度納付が可能であったものの、同市の国民年金収滞納一覧表を見ると、申立人の収納記録は見当たらず、現年度納付されなかったものと推認される。

さらに、申立人がB町（現在は、C町）に居住していた平成12年2月8日付けで、申立人に対して国民年金保険料の過年度納付書が作成された記録が確認できるものの、この時点では、9年12月以前の保険料は既に時効により納付できず、10年1月以降についても、オンライン記録で過年度納付された記録は見当たらない。

加えて、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、申立期間の保

険料を納付できる上記とは別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は無い上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和54年12月から61年5月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和34年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和54年12月から61年5月まで

私は、20歳になったら国民年金に加入するよう母親に勧められて加入して以降、毎月欠かさず銀行で国民年金保険料を納付していた。申立期間の保険料も納付しており、未納期間は無いはずであるので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金に加入して以降、申立期間を含め、毎月欠かさず銀行で国民年金保険料を納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認できることから、この頃に国民年金の加入手続が行われたものと推認でき、申立内容とは符合しない。

また、上記の加入手続の時点では、申立期間の一部は、既に時効により国民年金保険料を納付することができない期間である上、申立人からも遡って納付したとの主張は無く、A市の国民年金被保険者名簿の異動年月欄に「61.5」と記載され、申立人は昭和61年6月から毎月保険料を納付していることが確認できる。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない上、氏名を複数の読み方で検索したが、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年9月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和28年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和63年9月

私は昭和63年9月*日まで海外へ留学しており、62年4月までは日本で給与が出ていたので、共済組合へ加入し、妻は3号被保険者だった。帰国後の63年9月17日に、住民票等の手続のためA市役所へ行った際、同市国民年金課の窓口で海外滞在中は国民年金を納めなくても良いが、帰国した9月から納めるように言われた。10月1日から就職が決まっていたので、9月分だけ納付するように言われ、夫婦そろって国民年金保険料を1か月だけ納付した。説明を受けたときに窓口で納付したか、後日納付書で納付したか定かでないが、妻だけが納付済みになっており、同時に納付した私だけが未納とされているのはおかしいと思うので、第三者委員会へ申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和63年9月に帰国した際、住民票の異動届と同時に夫婦二人の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を夫婦一緒に納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、平成2年4月10日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿より確認できる上、申立人に係るA市の国民年金被保険者名簿は同年4月1日に作成され、同年3月1日付けで国民年金被保険者資格を取得した旨の記載があることから、申立期間は国民年金に未加入であり、申立人は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の妻は、A市の国民年金被保険者名簿において、昭和63年9月9日付けで国民年金被保険者資格を取得し、同年10月1日付けで同資格を喪失していることが確認でき、申立期間の国民年金保険料は納付済みである。

また、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していた

ことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和63年3月から平成2年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和43年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和63年3月から平成2年2月まで
私が20歳になった頃、学生だった私に代わって両親が国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料についても、父が郵便局で納付してくれていた。しかし、年金記録を確認すると、申立期間が未加入期間とされており納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった頃、申立人の両親が国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は、申立人の父親が毎月、郵便局で納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金第3号被保険者の処理状況から、平成6年7月頃に払い出されたものと推認でき、申立内容とは符合しない上、オンライン記録によると、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人の父親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

また、申立人及びその父親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年1月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和49年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年1月から同年12月まで

私は、平成7年12月末に勤務先を退職した後、母親から国民年金の話聞いたので、自身でA県B市役所において加入手続を行い、自宅に送付されてきた納付書により、1年分の国民年金保険料を近所の金融機関で一括して納めた覚えがある。8年1月中頃からC県でアルバイトとして勤務したが、勤務期間を決めていなかったため、アルバイトに行く前に納付したと思う。申立期間の納付記録が無いので、詳しく調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、国民年金の加入手続を行い、平成8年1月頃に申立期間の国民年金保険料をまとめて納付したと主張している。

しかしながら、申立人が所持する年金手帳の国民年金の記録欄には、「被保険者となった日 平成11年1月1日」と記載されている上、B市の国民年金被保険者名簿の資格記録欄にも、最初の資格取得日として同日が記録されていることから、申立期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人は、平成11年1月及び同年2月の国民年金保険料を同年4月28日に納付していることがオンライン記録により確認できる。

また、上記の国民年金の記録は、平成9年2月に付番された基礎年金番号により管理されていることから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付するためには、同年金番号とは別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることが必要であるが、国民年金手帳記号番号払出簿検索システムにより複数の読み名（旧姓を含む）で検索を行うも、申立人に対して同手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年10月から48年10月までの期間、49年2月から50年3月までの期間及び59年10月から60年1月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和23年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和43年10月から48年10月まで
② 昭和49年2月から50年3月まで
③ 昭和59年10月から60年1月まで

私は20歳の頃に学生であったが、母親がA市B区役所で国民年金の加入手続を行ってくれ、国民年金保険料を納付してくれていた(申立期間①及び②)。

また、私はC社を退職後、自分自身で金融機関の窓口で保険料を納付していた(申立期間③)。

私が55歳から56歳になった頃、年金記録問題が起こり、不安に思ったので、社会保険事務所(当時)で私の年金記録を調べてもらったところ、申立期間の納付記録が無いことを知り、大変驚いた。詳しく調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳(昭和43年*月)の頃に申立人の母親が国民年金の加入手続を行い、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付してくれ、また、C社を退職後、申立人自身が申立期間③の保険料を金融機関の窓口で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年10月頃に払い出されていることが前後の任意加入被保険者の資格取得日から確認できることから、この頃に申立人の加入手続が行われたものと推認され、申立内容と符合しない上、この時点で当該期間の保険料を納付するには、特例納付及び過年度納付によることとなるが、特例納付が実施されていた時期ではなく、申立人から遡って納付したとの主張は無い。

また、申立期間③について、当時、申立人が居住していたD市において申立人に係る国民年金被保険者名簿は無く、同市において国民年金に加入していた

形跡は見当たらないことから、当該期間は国民年金に未加入の期間であり、申立人は、国民年金保険料を納付できなかったものと考えられる。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の母親及び申立人が申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年4月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年4月から52年3月まで

昭和50年4月頃に勤務先の会社が倒産し、私の妻がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。国民年金保険料は、金融機関の窓口で、妻が毎月、納付書に現金を添えて夫婦二人分を納付しており、妻から領収書を受け取った記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、申立人の妻が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料も、申立人の妻が毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和50年7月以降の保険料については過年度納付が可能であるが、申立人の妻に、遡って保険料を納付したとする主張は無く、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間が過年度納付された記録も見当たらない。

さらに、申立人及びその妻が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿等)は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和50年6月から52年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和26年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和50年6月から52年3月まで
昭和50年4月頃に夫の勤務先の会社が倒産し、私がA市役所で夫婦の国民年金の加入手続を行い、年金手帳を受け取った。国民年金保険料は、金融機関の窓口で、私が毎月、納付書に現金を添えて夫婦二人分を納付しており、領収書を受け取った記憶もあるので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和50年4月頃、申立人が夫婦の国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料を、毎月、納付していたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和52年9月に夫婦連番で払い出されていることが確認でき、申立人夫婦は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記加入手続の時点において、申立期間のうち一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和50年7月以降の保険料については過年度納付が可能であるが、申立人に、遡って保険料を納付したとする主張は無く、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、申立期間が過年度納付された記録も見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年1月から8年2月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年1月から8年2月まで

私は、国民年金の加入手続を行った記憶は無いが、平成6年に納付書が届いて以降、金融機関で、3か月ごと又は1年分の保険料を納付した。それ以前の期間については、遡って納付したのに未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、平成6年に納付書が届き、以降の国民年金保険料を納付し、その後、20歳までの保険料も遡って納付したと主張している。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の国民年金被保険者の記録により、平成8年3月頃に払い出されたものと推認できることから、平成6年に納付書が届いたとする申立内容とは符合しない。

また、上記手帳記号番号の払出しの時点において、申立期間のうち、平成6年1月以前は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、同年2月から7年3月までは過年度納付が可能であるが、オンライン記録及びA市の国民年金過年度収滞納一覧表において、当該期間は未納であることが確認できる上、同年4月から8年2月までは現年度納付が可能であるが、同市の平成7年度の収滞納一覧表において、当該期間が現年度納付された記録は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和41年2月から42年12月までの国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月から42年12月まで

私は、昭和41年2月1日から43年3月1日までの間はA社に勤務していたが、申立期間の国民年金保険料を納付していた。申立期間の国民年金保険料については還付されたとされているが、還付された記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付したが、還付は行われていないと主張している。

しかしながら、申立人が所持する国民年金手帳の国民年金印紙検認記録欄の検認印により、申立期間の国民年金保険料が納付されていることが確認できるものの、申立人は、昭和41年2月1日に厚生年金保険の被保険者資格を取得したことに伴い、国民年金被保険者資格を喪失し、申立期間は国民年金の未加入期間である。

また、申立期間に係る還付整理簿によると、資格喪失を還付事由として、申立期間の23か月分(3,500円)を昭和43年12月28日付けで還付決定し、44年2月24日付けで3,500円の還付金が支払われた記載が確認できる上、申立人が所持する国民年金手帳の昭和42年度国民年金印紙検認記録欄には、昭和43年1月の欄の検認印が消去され、申立期間該当部分に「還付済」の記載が認められるなど、申立期間の国民年金保険料の還付に係る事務処理に不自然な点はうかがえない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和38年12月から43年9月までの期間、43年10月から44年3月までの期間、45年10月から同年12月までの期間、平成7年1月及び同年2月並びに8年2月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和38年12月から43年9月まで
② 昭和43年10月から44年3月まで
③ 昭和45年10月から同年12月まで
④ 平成7年1月及び同年2月
⑤ 平成8年2月

私が20歳になった昭和38年*月頃、「国民年金に加入するように。」と勧められ、国民年金の加入手続を区役所で行った。加入当初は、同じ職場で働いていた結婚前の妻とその妻の姉と一緒に国民年金保険料を集金人に納付していた。結婚後は、妻が夫婦二人分の保険料を一緒に納付してくれていた(申立期間①、②及び③)。

ところが、私の年金記録を確認したところ、20歳からの期間を含め、保険料の口座振替を行っていた期間(申立期間④及び⑤)についても未納があることを知らされた。納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和38年*月頃に国民年金の加入手続を行い、同じ職場で働いていた婚姻前の妻も、39年*月に20歳となり国民年金に加入したので、その後は一緒に、申立期間①、②及び③の国民年金保険料を納付し、申立期間④及び⑤の保険料は口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①、②及び③について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦共に昭和42年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、こ

の頃に加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符号しない上、当該期間の保険料を納付するためには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることとなるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立期間①、②及び③において、一緒に国民年金保険料を納付していたとする申立人の妻は、昭和39年5月から45年12月までの間に、保険料の納付が確認できるのは、所持する国民年金手帳に印紙検認記録欄に押印がある43年10月から同年12月までであり、これは特殊台帳の記録とも一致することから、申立人は、その妻と一緒に申立期間①、②及び③の保険料を納付していたものとは考え難く、申立人の妻の姉も、当該期間において保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間④について、災害直後の時期であり、金融機関で国民年金保険料の口座振替が行われなかったことから、申立人夫婦共に当該期間に係る納付書が発行されていることが確認できるものの、申立人の妻は、平成7年10月に厚生年金保険の被保険者となったことから、同月分の国民年金保険料が同年1月の保険料として8年7月に充当処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点まで申立期間④の保険料が未納であったものと推認できる上、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

加えて、申立期間⑤について、申立人は、当該期間の前後において、A市の国民年金収滞納一覧表及び申立人の妻の金融機関の口座の取引履歴で口座振替により国民年金保険料を納付していることが確認できるものの、その金融機関の「普通預金取引明細書」では、当該期間に係る納付記載は無い上、同収滞納一覧表において、口座振替できなかった当該期間に係る納付書が発行されていることが確認できるが、申立人から、当該期間の保険料を納付書により納付したとの主張は無い。

このほか、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人及びその妻が申立期間①、②、③、④及び⑤の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から43年9月までの期間、44年1月から46年3月までの期間、平成7年2月並びに11年2月及び同年3月の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和19年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和39年5月から43年9月まで
② 昭和44年1月から46年3月まで
③ 平成7年2月
④ 平成11年2月及び同年3月

私は、姉や親族を頼ってA県を出て、B市で職に就いていたが、20歳から国民年金に加入するように勧められ、事業所の事務員が私に代わって加入手続をC区役所で行ってくれた。国民年金保険料の納付は、一緒に同じ職場で働いていた姉と、後に結婚することになる夫と一緒に集金人に払っていた。結婚後は、私が夫婦二人分の保険料を一緒に納付していた。(申立期間①及び②)

ところが、私の年金記録を確認したところ、20歳からの期間を含め、保険料の口座振替を行っていた期間(申立期間③及び④)についても未納があることを知らされた。納得できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、20歳になった昭和39年*月頃に国民年金に国民年金の加入手続を行い、同じ職場で働いていた婚姻前の申立人の夫も、38年*月に20歳となり国民年金に加入していたので、その後は一緒に、申立期間①及び②の国民年金保険料を納付し、申立期間③及び④の保険料は口座振替で納付していたと主張している。

しかしながら、申立期間①及び②について、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人夫婦共に昭和42年5月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃

に加入手続が行われたものと推認され、申立内容とは符合しない上、当該期間の保険料を納付するためには、現年度納付、過年度納付及び特例納付によることになるが、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において納付記録は見当たらず、申立人から遡って保険料を納付したとの主張も無い。

また、申立期間①及び②において、申立人の国民年金保険料の納付記録が確認できるのは、所持する国民年金手帳に印紙検認記録欄に押印がある43年10月から同年12月までであり、これは特殊台帳の記録とも一致する上、同台帳において、一緒に保険料を納付していたとする申立人の夫の納付記録が確認できるのは、44年4月から45年9月までの期間及び46年1月から同年3月までの期間であり、申立人は、その夫と一緒に申立期間①及び②の保険料を納付していたものとは考え難く、申立人の姉も当該期間について保険料を納付した記録は見当たらない。

さらに、申立期間③について、災害直後の時期であり、金融機関で国民年金保険料の口座振替が行われなかったことから、申立人夫婦共に当該期間に係る納付書が発行されていることが確認できるものの、申立人は、平成7年10月に厚生年金保険の被保険者となったことから、同月分の国民年金保険料が申立期間直前の期間である同年1月の保険料として8年7月に充当処理されていることがオンライン記録により確認でき、当該時点まで申立期間③の保険料は未納であったものと推認できる上、申立人から当該期間の保険料を遡って納付したとの主張は無い。

加えて、申立期間④について、申立人名義の口座の取引履歴では、平成11年3月1日及び同年3月29日に一人分の保険料が上記口座から振替されていることが確認でき、同年1月27日、同年4月27日、同年5月27日及び6月28日にも、同口座から一人分の保険料が振替されているところ、申立人は、同年1月は厚生年金保険の加入期間である上、同年4月から同年11月までの保険料は、同年12月28日に納付していることが確認できることから、当該口座による納付記録は、申立人の夫一人分の納付記録であったことがうかがえる。

このほか、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人が申立期間①、②、③及び④の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに当該期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情等を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和57年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和57年1月から61年3月まで

私は、昭和57年1月に個人事業者となるので、56年12月頃、妻がA市役所B支所で私の国民年金の加入手続を行い、毎月市役所から送付されてくる納付書によって、金融機関で、妻が夫婦の保険料を一緒に納付してくれていたのに、私だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和56年12月頃、申立人の妻がA市役所B支所で国民年金の加入手続を行い、夫婦二人の国民年金保険料を一緒に納付してくれていたと主張しており、関連資料として、昭和60年度の銀行勘定帳を提出している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和61年5月に払い出されていることが確認でき、この頃に申立人の国民年金の加入手続が行われたものと推認できることから、申立内容とは符合しない。

また、上記払出しの時点では、申立期間の一部は既に時効により国民年金保険料を納付することはできず、昭和59年4月以降の保険料は、過年度納付が可能であるものの、オンライン記録では未納であることが確認できる。

さらに、申立人から提出のあった銀行勘定帳の記載を見ると、昭和60年度7月、9月、12月及び3月に「国民年金保険 2万220円」の記載が確認でき、当該金額は、同年度の3か月分の国民年金保険料額と一致するものの、申立人の妻は、同年度の保険料を期別に納付しており、当該記載は、その妻の保険料納付に関するものと考えるのが自然である上、ほかに申立人が申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断す

ると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和48年9月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和48年9月から51年3月まで

私は、20歳前から実家を離れて働いており、時期ははっきりしないが、母親が、地元の町役場で私の国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を3回ぐらいに分けて遡って納付したと聞いているので、申立期間が未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、時期は定かでないが、申立人の母親が国民年金の加入手続を地元の町役場で行い、申立期間の国民年金保険料を3回ぐらいに分けて納付してくれていたと主張している。

しかしながら、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和53年10月に払い出されている上、A市の国民年金被保険者名簿に「53年9月7日手帳交付 加入もれ」の記載が確認できることから、申立人の母親は、この頃に国民年金の加入手続を行ったものと推認でき、この時点では、申立期間は既に時効による納付期限を経過しており、申立人の母親は、申立期間の保険料を納付できなかったものと考えられる。

なお、申立人の所持する年金手帳のはじめて被保険者となった日に昭和48年9月*日の記載があるが、その日は、国民年金の被保険者資格を取得した日であることを示すものであり、以降の保険料納付の事実を示すものではない。

また、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳及び上記A市の国民年金被保険者名簿のいずれにおいても、申立期間については、未納期間となっていることが確認できる上、申立人の母親が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険

料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和39年5月から51年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和39年5月から51年3月まで

いつ頃のことか定かではないが、同居していた両親が、私の国民年金の加入手続をしてくれたと思うが、詳しいことは分からない。

また、私は、いつ頃のことか覚えていないが、父親から、「年金に入っているよ。」と聞いたことがあり、申立期間の国民年金保険料を両親が納付してくれていたと考えており、結婚後は、妻の保険料も一緒に納付してくれていたと思う。申立期間について保険料の納付記録が無く、未納とされていることについて、もう一度よく調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、その両親が国民年金の加入手続を行い、申立期間の国民年金保険料を納付してくれていたと申し立てている。

しかしながら、国民年金保険料納付の前提となる申立人の国民年金手帳記号番号は、夫婦連番で昭和51年11月に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿で確認できることから、この頃に夫婦の加入手続が行われたものと推認され、この加入時点では、申立期間の一部は既に時効により保険料を納付できない期間である。

また、申立期間の一部の国民年金保険料を過年度納付することが可能であったものの、当時の国民年金被保険者台帳である特殊台帳において、当該期間に係る申立人及びその妻の過年度納付の記録は見当たらず、申立人からも保険料を遡って納付したとする主張は無い。

さらに、申立人の氏名について複数の読み名で検索を行うも、上記とは別の国民年金手帳記号番号は見当たらない上、申立人の両親及び申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は

無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 3 年 9 月 2 日から 4 年 7 月 31 日まで
入社当時の標準報酬月額が 20 万円になっているが、入社した時から退職する時まで給与額に変動は無く 30 万円であったので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、A社に勤務した申立期間における標準報酬月額が当時支給された給与額より低額となっている旨を主張しているが、同社は申立期間に係る給与額を確認できる賃金台帳等の資料を保管していないため、申立人の申立期間における給与額及び保険料控除額等を確認することができない。

また、申立期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元従業員 16 人に同社の厚生年金保険の取扱いについて照会したところ、3 人から回答があったものの、申立人の申立期間に係る保険料の控除について具体的な証言を得ることができない。

さらに、当該事業所における申立人のオンライン記録を確認しても、標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

加えて、申立人は申立期間の標準報酬月額はオンライン記録より高かったと主張しているところ、申立期間に係る厚生年金保険料の控除を確認できる給与明細書等を保有していないことから、申立期間の控除額を確認することができない。

このほか、申立期間について、申立人の主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の、申立期間に係る年金記録の訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 6 月 7 日から 49 年 3 月 11 日まで
A社で勤務した期間について、厚生年金基金の記録は一時金を受給したことになっているのに、厚生年金保険の記録は脱退手当金を受給していない記録となっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社で勤務した期間について、厚生年金基金の記録は一時金を受給したことになっているのに、厚生年金保険の記録は脱退手当金を受給していない記録となっている。」と主張しているところ、申立人は、B社会保険事務所（当時）の受付印（昭和 49 年 4 月 17 日）が確認できる、A社に係る脱退手当金の裁定請求書の原本を所持しており、このことについて、C事務センターは、「受け付けた後、何らかの理由により請求書を本人に返戻し、その後再提出されなかったと考えられる。」と回答している。

また、A社に係る厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人の欄には「脱」の表示は無い。

さらに、D企業年金基金については、特別脱退一時金の支給がされているものの、当該一時金と、厚生年金保険の脱退手当金との一体性は無く、請求先もそれぞれ異なっていたことから、一方の支給記録のみが確認できることについて不自然とまでは言い難い。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、脱退手当金を受給したとは認められず、したがって、申立期間に係る記録の訂正を認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間①について、厚生年金保険第三種被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

また、申立人は、申立期間②及び③について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 6 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
② 昭和 21 年 12 月 5 日から 23 年 1 月まで
③ 昭和 26 年 1 月から同年 9 月 26 日まで

私の夫は、昭和 16 年 4 月から A 社 (現在は、B 社) に勤務していたが、兵役期間中の昭和 19 年 6 月から 21 年 6 月までの期間だけが第一種被保険者となっているので、第三種被保険者に訂正してほしい (申立期間①)。

また、復員後も A 社で勤務していたのに、昭和 21 年 12 月 5 日から 23 年 1 月までの期間 (申立期間②) と、26 年 1 月から同年 9 月 26 日までの期間 (申立期間③) の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

(注) 申立ては、申立人の妻が、死亡した申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、厚生労働省から提出された外征部隊所属者の留守関係事項を記録した留守名簿によると、申立人は、昭和 19 年 3 月 28 日に入隊し、21 年 6 月 4 日に除隊しており、申立期間①は兵役期間中であることが確認できるところ、B 社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えによると、申立人は、申立期間①の前後の期間は厚生年金保険の第三種被保険者とされているが、申立期間①は第一種被保険者に変更されていることが確認できる。

また、B 社の人事担当者は、「関係書類が保存されていないため、兵役に

就いた場合の厚生年金保険の被保険者種別に関する取扱いは不明である。」と回答している上、オンライン記録によると、申立人同様、A社に在籍中に兵役に就いたとする元同僚は、兵役期間の前後の期間は第三種被保険者とされ、兵役期間中のみ第一種被保険者に変更されていることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間①に係る第三種被保険者としての厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険第三種被保険者として、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

2 申立期間②及び③については、当該期間にA社において厚生年金保険被保険者記録が確認できる元同僚に照会したが、いずれも申立人を記憶しておらず、申立人が申立期間において同社に在籍していたことが確認できない。

また、B社から提出された厚生年金保険被保険者資格喪失届の控えによると、申立人は、昭和21年12月5日に同社での被保険者資格を喪失していることが確認できる上、同社の人事担当者は、「申立人については、昭和21年12月に当社を退職した後、26年9月に再度雇用されるまでの間は、当社に在籍していた記録が無い。」と回答している。

このほか、申立人が申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間②及び③に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 6 月 6 日から同年 12 月 30 日まで
② 昭和 49 年 11 月 1 日から 52 年 3 月 1 日まで

私は、A社B工場を昭和 47 年 4 月に退職した時には脱退手当金を受給した記憶はあるが、申立期間①及び②については脱退手当金を受給した記憶は無い。調査の上、年金記録の訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間①前に勤務した期間の脱退手当金を申立期間①前に受給したと主張しているが、申立期間①前に脱退手当金の支給記録は無い上、申立人が脱退手当金の受給を認めている期間と申立期間①及び②は、同じ厚生年金保険被保険者記号番号で管理されていることが確認できるところ、申立人が所持している当該番号の被保険者証には脱退手当金を受給したことを示す「脱」の表示が確認できる。

また、上記番号で管理されていた全ての期間について、脱退手当金の計算の基礎とされている上、当該脱退手当金の支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても申立期間①及び②を含む脱退手当金を受給したことを疑わせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間①及び②に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 19 年 10 月 1 日から 21 年 3 月 31 日まで
② 昭和 23 年 1 月 1 日から 26 年 6 月 23 日まで

私は、A事業所を退職した際に一時金を受給した記憶は無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、申立期間について、女子特別附加脱退手当金を含む脱退手当金が支給されたことを示す記載が確認できる上、同台帳に記載されている脱退手当金の支給金額及び支給年月日はオンライン記録と一致している。

また、申立期間に係る脱退手当金の支給決定日（昭和 26 年 7 月 10 日）当時は通算年金制度創設前であり、年金を受給するためには厚生年金保険に 20 年以上加入する必要があったことから、申立期間に係る事業所を退職する時点で厚生年金保険の加入期間が 4 年 10 か月であり、その後相当期間厚生年金保険への加入記録が無い申立人が脱退手当金を受給することについての不自然さはいふことができない。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和9年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月25日から45年4月25日まで

私は、昭和44年3月25日から45年4月25日までの間、A県B郡C町にあったD社E支店C作業所で継続して勤務していたと記憶しているが、申立期間の厚生年金保険被保険者記録が無いのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間は、A県B郡C町にあったD社E支店C作業所において、F工事現場事務所の事務補助として勤務した。」と主張しているところ、申立人が姓を記憶する元従業員の一部が「B郡のF工事現場事務所において、申立人が勤務していたと思う。」と証言していることから、勤務期間は特定できないものの、申立人がB郡にあったF工事現場事務所において勤務していたことは推認できる。

しかしながら、D社G支店は「当社が保管する従業員台帳に申立人の氏名は確認できない。」と回答しており、申立人の申立期間における勤務実態等について確認することができない上、オンライン記録によると、上記の元従業員が同社に係る厚生年金保険被保険者資格を取得したのは、申立期間後の昭和46年10月であり、当該元従業員は、「私は46年10月に採用されたとき、別の現場に配属され、その後、B郡のF工事現場事務所に異動した。」と証言しており、44年3月から45年4月まで勤務したとする申立人の主張と一致しない。

また、申立人によると、申立人にD社の仕事を紹介したとする地元の区長は既に死亡したとしており、申立人が同社E支店C作業所長であったとする者についても同社に係る被保険者記録を確認できず、当該作業所長と同姓の従業員も死亡していることから、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立期間当時に被保険者資格を有し連絡先が判明した元従業員16人に

照会したところ、回答のあった12人のうち4人が、申立人と同じE支店に勤務したと証言しているものの、申立人を記憶している者はおらず、申立人の申立期間における勤務実態に関する証言が得られない。

さらに、申立期間当時、D社において社会保険事務を担当していたとする者は、「社会保険の届出等の事務処理は本社が一括して行っていた。会社が雇用した場合は、原則、厚生年金保険に加入させていたが、アルバイト職員及び臨時採用者は厚生年金保険には加入させていなかった。」と証言している上、現場の作業所で勤務したとする複数の元従業員は、「採用後、すぐには厚生年金保険に加入していない。」と証言していることから、同社では、全ての従業員を入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえる。

加えて、上記の被保険者名簿において、申立期間に申立人の氏名は確認できない上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和3年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年4月1日から同年9月1日まで

私は、昭和23年4月1日に親戚が専務を務めていたA社に入社し、25年7月末まで仕事をした。しかし、最初の5か月間の年金記録が無い。調査の上、記録を回復してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和23年4月1日からA社に勤務していた。」と主張している。

しかしながら、申立期間にA社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、厚生年金保険被保険者記録を有し、所在が確認できた元従業員7人に、申立人の勤務実態について照会し、5人から回答を得たものの、申立人が申立期間に同社に勤務し、給与から厚生年金保険の保険料を控除されていたことをうかがわせる証言は得られない。

また、上記回答のあった元同僚5人のうちの1人は、「私は、昭和22年3月5日頃から勤務したが、国の記録では、厚生年金保険の資格取得日は同年6月1日となっている。当時は、社会保険に入るかどうかは自由であった。」と証言している。

さらに、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）及び厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿によると、申立人は、昭和23年9月1日に資格を取得していることが確認でき、当該旧台帳及び払出簿に不自然な点は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年5月1日から同年7月1日まで

私は、A社に勤務していた時、B社のC氏から「B社で是非仕事をしてほしい。」と電話があり、昭和27年5月1日からB社に勤務したが、厚生年金保険被保険者記録が同年7月1日からしかないことに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和27年7月1日からではなく、同年5月1日からB社に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。」と主張している。

しかし、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に被保険者資格を有する46人のうち、連絡先の判明した8名に照会し、6名より回答を得たが、全員が、「申立人が勤務していたことは記憶しているが、勤務を始めた時期については覚えていない。」と証言しており、申立人の勤務期間を特定することができない。

また、D社に照会したが、「当時のことは分からない。」と回答しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、B社が昭和27年3月1日に新規適用事業所になって以降の厚生年金保険被保険者の資格取得日を見ると、同日に同資格を取得している被保険者は29人、同年7月1日に同資格を取得している被保険者は17人確認できるが、同年3月2日から同年6月30日の間に同資格を取得している被保険者は確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらず

ない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 40 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 9 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、A社を平成 9 年 1 月 31 日付けで辞表を提出して退職したので、厚生年金保険被保険者資格喪失日は同年 2 月 1 日であるはずである。しかし、国（厚生労働省）の記録では、資格喪失日は平成 9 年 1 月 31 日となっているので、記録を訂正してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「年金記録では、平成 9 年 1 月 31 日に資格を喪失したとされているが、私は、A社に同日まで勤務し、同日付けで同組合を退職した。」と主張している。

しかしながら、申立人が所持している厚生年金基金に係る年金支給義務承継通知書及び健康保険組合の申立人の記録により、厚生年金基金及び健康保険組合における申立人の資格喪失日は平成 9 年 1 月 31 日であることが確認できる上、A社は、「厚生年金基金及び健康保険組合に提出する届出書は、厚生年金保険の届出書との複写式である。」と回答していることから、当該年金基金及び健康保険組合に提出されたものと同一のものが社会保険事務所（当時）に提出されたものと考えられる。

また、申立人に係る雇用保険の加入記録によると、申立人のA社における離職日は平成 9 年 1 月 30 日であることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 31 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 47 年 4 月 1 日から 48 年 10 月 2 日まで
② 昭和 49 年 2 月 25 日から同年 9 月 17 日まで
③ 昭和 50 年 2 月 20 日から同年 5 月 2 日まで

私は、A丸に昭和 47 年 4 月 1 日から 50 年 5 月 1 日まで継続して乗船していたにもかかわらず、申立期間の年金記録が途中で欠落しているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①については、申立人は船員手帳を所持していない上、A丸に乗船していた複数の元同僚に照会しても、申立人が申立期間①において同船舶に乗船していたことが確認できない。

また、A丸の元同僚の一人は、「昭和 49 年の秋から乗船したが、すぐには船員保険に加入させてもらえなかった。」と証言しているところ、同船舶の所有者に係る船員保険被保険者名簿によると、上記元同僚は、51 年 6 月 1 日に船員保険被保険者資格を取得していることが確認できる。

申立期間②及び③については、A丸の元同僚は、申立人がA丸に乗船していたことを証言しているものの、申立人の勤務期間の特定はできない。

また、A丸の複数の元同僚は、「禁漁期間の関係で、毎年、1月か2月頃から一定期間は漁に出られなかった。」と証言しているところ、オンライン記録によると、申立期間②の始期である昭和 49 年 2 月 25 日には船員保険被保険者 5 人中 4 人（申立人を含む。）が、申立期間③の始期である 50 年 2 月及びその前月には被保険者 6 人中 5 人（申立人を含む。）が資格喪失していることが確認できる。

さらに、A丸の所有者に係る船員保険被保険者名簿の申立人の欄には、被保

険者資格の喪失に伴って健康保険証を返納したことを表す「証返 49.3.27」及び「証返 50.2.27」の記載が確認できる。

申立期間①、②及び③については、A丸の所有者が所在不明であるため、申立人の申立期間における船員保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間①、②及び③の船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として、申立期間①、②及び③に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 36 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 12 月 30 日から 62 年 1 月 1 日まで

私は、A社を昭和 61 年 12 月末で退職し、同月の厚生年金保険料が給与から控除されていたと記憶しているが、国（厚生労働省）の記録によると、同月の加入記録が欠落していた。

会社の手続に過誤があった可能性もあるので詳しく調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社から提出された申立人の退職願及び雇用保険の加入記録から、申立人の同社における退職日は昭和 61 年 12 月 29 日であることが確認できる。

また、A社から提出された申立人に係る健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書の写しから、同社は、申立人が昭和 61 年 12 月 30 日付けで被保険者資格を喪失した旨の届出を社会保険事務所（当時）に対し提出したことが確認できる。

さらに、A社は、「申立人の資格喪失日が昭和 61 年 12 月 30 日であるため、同月の厚生年金保険料を申立人の給与から控除していないと思われる。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険の被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 7 月 26 日から 44 年 3 月 1 日まで

私は、昭和 42 年 3 月に高校を卒業後、間もなく知人の紹介で A 社（現在は、B 社）に入社し、44 年 2 月末まで勤務したが、43 年 7 月 26 日から 44 年 2 月末までの厚生年金保険被保険者記録が欠落していることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「昭和 42 年 3 月 27 日に A 社に入社し、44 年 2 月末まで勤務したが、同社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日が 43 年 7 月 26 日となっており、申立期間の被保険者記録が無い。」と主張している。

しかしながら、A 社は、申立人の被保険者資格喪失日と同日の昭和 43 年 7 月 26 日に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、申立期間は同社が厚生年金保険の適用事業所ではなくなった後の期間である。

また、B 社は「災害のため当時の資料は何も残っておらず、当時の事務担当者も既に死亡しているため、当時の状況は不明である。」と回答しており、申立人の申立期間当時の勤務実態及び厚生年金保険の加入状況等について確認できない。

さらに、申立人は、元同僚の氏名を記憶していない上、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立人と同日の昭和 43 年 7 月 26 日に資格を喪失した元従業員のうち、連絡先が判明した女性 17 人に照会したところ、回答のあった 11 人のうち 5 人は「資格喪失日以降も同社で勤務した。」と供述しているものの、申立人を記憶する者はおらず、申立人の申立期間当時の勤務実態に係る証言が得られない。

さらに、上記の被保険者資格喪失日以降も勤務していたとする元従業員 5 人

のうちの1人は、「会社の誰から聞いたのか覚えていないが、途中で厚生年金保険の加入を止めると聞いたので、国民年金に加入した。会社が厚生年金保険を止めてからは、給与から同保険料を控除されていない。」と供述している上、オンライン記録によると、当該元従業員は、A社に係る厚生年金保険被保険者資格喪失月の翌月の43年8月以降の国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和23年5月頃から25年3月頃まで

私は、昭和23年5月頃から25年3月頃まで、A市に所在したB社に勤務していたと記憶しているにもかかわらず、当該期間の厚生年金保険被保険者記録が全て無いとされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間にB社に勤務していた。」と主張しているところ、申立人が記憶する複数の同僚が同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において確認できること、及び申立人の義姉の供述から、申立人の勤務期間は特定できないものの、同社に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、オンライン記録において、B社が厚生年金保険の適用事業所となった日は確認できないものの、C事務センターは、「同社が厚生年金保険の適用事業所となった日を確認できる資料はないが、同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、昭和23年7月22日に資格取得者が確認できることから、この日が新規適用日ではないかと考える。」と回答しており、このことから判断すると、同社が厚生年金保険の適用事業所となったのは同日であることが推認でき、申立期間のうち、同年5月頃から同年7月22日までの期間については、同社が厚生年金保険の適用事業所となる前の期間である上、同社の新規適用日において被保険者資格を取得している整理番号1から8番までについては、同年8月に厚生年金保険台帳記号番号が連番で払い出されているが、その中に申立人の氏名は確認できない。

また、B社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっており、同社の所在地を管轄する法務局に商業登記に係る記録も無いことから、申立期間当時の事業主及び同社の役員等の所在は不明であり、申立人の厚生年金保険の加入状

況について確認できない。

さらに、申立人が記憶する同僚は既に死亡していることから、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿から所在の判明した同僚一人に対し照会を行ったものの、「申立人のことは覚えていない。」と供述しており、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認することができない。

加えて、B社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名は確認できない上、同名簿の整理番号には欠番は無く、申立人の記録の欠落をうかがわせる事情等は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間において事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる事情等は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 20 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 1 日まで
② 昭和 23 年 12 月 31 日から 24 年 2 月 15 日まで

私は、昭和 18 年 5 月から 24 年 2 月 15 日までの期間、A 社に継続して勤務していた。しかし、20 年 9 月 1 日から 22 年 4 月 1 日までの期間（申立期間①）及び 23 年 12 月 31 日から 24 年 2 月 15 日までの期間（申立期間②）の厚生年金保険の加入記録が無い。詳しく調査して、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①については、複数の元同僚が申立人の在籍を証言していることから、申立人は、当該期間において、A 社に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の元同僚が終戦と同時に工場が休止したと証言しているところ、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の摘要欄には、「20. 9. 1 事業所廃止」「20. 12. 31 工場廃止」と記載されていることが確認できる。

また、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に記載されている被保険者 558 人のうち 92 人についてオンライン記録が確認でき、当該記録によると、当該 92 人のうち申立人を含む 40 人が昭和 20 年 9 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる（残り 52 人のうち、7 人が昭和 20 年 9 月 1 日より前に、二人が同年 10 月 1 日に、3 人が同年 12 月 1 日から 30 日までの期間に、11 人が 20 年 12 月 31 日に、27 人が 21 年 1 月 1 日に同資格を喪失しており、残り二人の元従業員については資格喪失日を特定できない。）。

さらに、A 社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、申立人を含めて再度 113 人が、昭和 22 年 4 月 1 日に厚生年金保険の被保険者資格

を取得したことが確認できる。

- 2 申立期間②については、複数の元同僚が申立人の在籍を証言していることから、申立人は、当該期間において、A社に勤務していたことが推認できる。

しかし、複数の元同僚が申立期間②の始め頃から工場が休止したと証言している上、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同名簿に記録がある申立人を含む82人全員が昭和23年12月31日に厚生年金保険の被保険者資格を喪失したことが確認できる。

- 3 このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 3 月 1 日から 42 年 4 月 30 日まで

私は、昭和 41 年 3 月 1 日に A 社（B 社に名称変更）に入社し 42 年 4 月 29 日に退社するまで継続して勤務していたのに、厚生年金保険被保険者記録が欠落しており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

1 申立人は、「申立期間について、A 社が経営する C 社（当時は D 社）E 駅高架下の喫茶室に継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険者記録が欠落している。」と主張している。

しかしながら、A 社は、昭和 41 年 6 月 1 日に厚生年金保険の適用事業所となっていることから、申立期間のうち、同年 3 月 1 日から同年 5 月 31 日までの期間は、厚生年金保険の適用対象外の期間である。

また、申立期間当時 C 社 E 駅高架下の喫茶室で勤務していた元同僚のうち、住所が判明した 14 人に照会し、6 人から回答を得たが、そのうちの 5 人は申立人を記憶していない上、残りの一人は、「申立人は勤務していたと思うが、勤務期間は分からない。」と供述しており、申立人の厚生年金保険の加入状況について確認できない。

さらに、当該 5 人の元同僚のうち、F 社人事労務部係長の職のまま、A 社へ出向していた一人は、「申立人については、正社員としての記憶が無いことから、短期で臨時的な雇用形態であったと思う。当時は、途中入社の場合、有力な紹介所からの紹介が有り、かつ 1 年以上の雇用が見込める者しか正社員として採用していなかった。臨時雇用の場合、日々雇入れとして日雇健康保険の加入になり、厚生年金保険及び健康保険には加入させなかったと思う。」と供述している。

加えて、B社G支店の健康保険厚生年金保険被保険者名簿によると、同社の新規適用日である昭和41年6月1日から42年4月30日までの間に資格を取得した被保険者342人の中に申立人の氏名は確認できない上、申立人の申立期間における雇用保険被保険者記録も確認できない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 8 月 17 日から 40 年 7 月 1 日まで

私は、申立期間についてはA社で正社員として義姉と一緒に経理の仕事を行っていた。申立期間の厚生年金保険の加入記録が無いとされていることに納得できないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間当時の勤務状況について詳細に記憶しており、申立人が申立期間においてA社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社は、既に解散しており、同社の元事業主及び元取締役であった妻も死亡しているため、申立人の厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない上、申立期間当時、元事業主夫婦は国民年金に加入し、国民年金保険料を納付しており、申立人と一緒に申立期間において同社の事務を行っていたとする申立人の義姉（事業主の子）を含め同社に係る厚生年金保険の加入状況について確認できない。

また、公共職業安定所は、「申立人について、申立期間に係る雇用保険の被保険者記録は確認できない。」と回答している。

さらに、日本年金機構B事務センターは、「B事業所名簿を検索した結果、A社が厚生年金保険の適用事業所となった事実は確認できない。」と回答している。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 11 月 24 日から 44 年 5 月 26 日まで
② 昭和 45 年 11 月 24 日から 46 年 5 月 23 日まで

私は、職業安定所の紹介で、申立期間①については、A社（現在は、B社）で季節労働者として働いた。同社に問い合わせたところ、会社設立時から厚生年金保険に加入しているとのことなので、私の記録が有るはずである。また、C社（現在は、D社）E工場でも季節労働者であったが、申立期間②よりも前に勤めたときの厚生年金保険の記録が有るのだから、申立期間②についても、記録が有るはずである。

第3 委員会の判断の理由

1 申立期間①について、雇用保険の記録及びB社が保管する失業保険被保険者離職証明書（事業主控）から、申立人は、昭和 43 年 11 月 20 日から 44 年 5 月 19 日までの期間について、A社で勤務していたことが確認できる。

しかしながら、B社は、「厚生年金保険の資格取得届と喪失届の両方を確認したが、申立人の名前は無かった。失業保険被保険者離職証明書（事業主控）には、申立人が季節工として入社したことが明記されており、そのために、当初から厚生年金保険の被保険者としなかったと考えられる。」と回答しており、申立人の申立期間①における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認できない。

また、A社の元従業員の一人は、「農閑期に働きに来ていた人は、厚生年金保険に加入していなかったと思う。」と証言している。

さらに、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票において、申立期間①に申立人の氏名は見当たらない上、整理番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

2 申立期間②について、オンライン記録によると、申立人は昭和44年12月5日にC社E工場において厚生年金保険被保険者資格を取得し、45年5月20日に同資格を喪失していることが確認できるものの、申立期間②における厚生年金保険の記録は確認できないが、雇用保険の記録によると、申立人は、44年12月5日から45年5月20日までの期間及び同年11月18日から46年5月20日までの期間において、C社E工場に係る雇用保険被保険者記録が確認できることから、申立人は、申立期間②の頃に、同工場で勤務していたことは確認できる。

しかしながら、D社では、「申立人に係る厚生年金保険の記録が有る期間については、健康保険組合の台帳及び企業年金連合会が保管する厚生年金基金に係る記録においても申立人の被保険者記録が確認できるものの、申立期間②の申立人に係る人事記録は無い。」と回答しており、申立人の当該期間における厚生年金保険の加入状況及び保険料控除について確認することができない。

また、申立期間②の頃に、C社E工場において、申立人と同様、季節労働者だったとする元従業員3人は、申立人と同様、雇用保険の被保険者記録は確認できるものの、厚生年金保険の被保険者記録は見当たらない上、このうちの一人が保管する給料明細書及び源泉徴収票をみると、雇用保険料は控除されているものの、健康保険料及び厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる。

さらに、申立期間②の頃に、C社E工場に係る厚生年金保険被保険者記録のある元従業員のうちの一人は、「私は季節労働者だったが、厚生年金保険に加入するかどうか選ぶことができたので、私は加入することにした。」と証言している。

加えて、C社E工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票によると、申立期間②において申立人の氏名は無い上、健康保険番号に欠番は無く、申立人に係る記録の欠落をうかがわせる不自然な点は見当たらない。

3 このほか、申立人が申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 62 年 7 月 13 日から同年 9 月 1 日まで
② 昭和 62 年 9 月 1 日から 63 年 2 月 1 日まで
③ 昭和 63 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日まで

昭和 61 年にA社に入社し、研修期間である 1 年間については給与 10 万円が保障されていたので、記録どおりである。しかしながら、申立期間①である 62 年 7 月から B コースに進み給与は 15 万円が保障され、申立期間②については、B コースを辞め、企業開拓訪問へ変更し成績も良かったことから営業副主任になり、給与も 1 か月手取額が 25 万から 28 万円であった。また、申立期間③については、営業主任になり、月 5 件以上の契約を取り、継続率も良かったため、本給と歩合給で月平均 35 万円の手取り額があった。

上記のとおり、申立期間①から③までに係る標準報酬月額が実際の給与額と大きく相違しており、給与額に見合う厚生年金保険料が控除されていたので記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社が提出した「厚生年金保険被保険者資格取得確認および標準報酬決定通知書」及び「厚生年金保険被保険者標準報酬決定通知書」に記載されている標準報酬月額とオンライン記録は一致している上、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した後に、申立人の標準報酬月額が遡及して訂正されている等の不自然な点は見当たらない。

また、A社は、「申立人に係る賃金台帳等の資料は保存していないため、申立人の保険料控除額について確認することができない。しかし、当社は自社独自で開発したソフトを使用しており、証明するものは無いが、届出に係るソフトと給与に係るソフトは連動しており、届出による標準報酬月額に基づく保険

料が給与から控除されていたと思う。」と回答している。

さらに、昭和62年7月13日付けで申立人と同様、A社C支社から同社D支社へ異動している者が19人（申立人を含む。）確認できるが、19人全員の同社同支社における資格取得時における標準報酬月額と同社C支社資格喪失時と同額であり、また、当該19人のうち12人については63年8月1日に月額変更記録を確認できることから、固定的賃金に変動があった者については、改定の届出が行われていたことがうかがえる。

加えて、申立人は申立期間における標準報酬月額の相違について申し立てているが、その主張する標準報酬月額に相当する厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の関連資料は無く、このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 24 年 3 月 18 日から 25 年 8 月 1 日まで
私は、昭和 24 年 3 月 18 日に A 社 B 工場に入社した。年金記録に不備があり、記録の訂正を願う。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する A 社が発行した申立人に係る入社証明書及び人事記録証明書によると、申立人が申立期間に同社 B 工場に勤務していたことは確認できる。

しかしながら、A 社 B 工場に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿により、申立期間に厚生年金保険被保険者資格を有し、所在が確認できた元同僚 6 人に申立人の勤務実態について照会したところ、3 名より回答を得たが、そのうちの二人は、「申立人に記憶が無い。」と証言している。

また、残りの一人は、「申立人に記憶がある。私が所持する当時の資料により確認できる申立人の履歴によると、申立人は、昭和 24 年 3 月 26 日に C 大学を卒業し、同月 27 日に A 社 B 工場に入社となっている。当時の同工場の設備は整っておらず、設備の整った C 大学に出向勤務していた。職員の人数は事務担当員を含め 6 から 7 人と記憶している。」と証言しているところ、上記被保険者名簿によると、申立人及び当該元同僚が記憶する元研究員及び事務担当員を含む 7 人について、同社 B 工場における同被保険者資格の取得日は 25 年 8 月 1 日であることが確認できる上、申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）においても、申立人の資格取得日は同日であることが確認でき、オンライン記録と一致する。

さらに、A 社 B 工場は、「申立人に係る当時の資料の保管は無く、保険料控除について不明である。」と回答しており、申立期間における申立人の厚生年

金保険料の控除の有無について確認することができない。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 23 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 54 年 3 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで

私は、昭和 54 年 3 月 1 日から 57 年 3 月 31 日まで A 社で勤務していたが、その間の厚生年金保険の加入期間が無い。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A 社の元事業主及び元従業員の供述から、申立人は、期間は特定できないものの、同社で勤務していたことは認められる。

しかしながら、元事業主は、「申立人は常勤の従業員としてではなく、変則的なアルバイトとしての雇用であり、賃金も月 5 万円に満たないもので、厚生年金保険料の控除はしていない。雇用期間も通算して 3 年に及んでいない。」と回答している上、元従業員も、「申立人が勤務していた記憶はあるが、正社員ではなかったように思う。」と供述している。

また、申立人の A 社に係る雇用保険の加入記録は確認できない上、オンライン記録によると、申立人は申立期間において、国民年金に加入し同保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立人の給与から厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 52 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 14 年 1 月 31 日から同年 2 月 1 日まで

私は、平成 13 年 6 月 1 日に A 社に入社し、14 年 1 月 31 日まで継続して勤務したが、厚生年金保険加入記録によると資格喪失日が同年 2 月 1 日ではなく同年 1 月 31 日になっている。調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成 14 年 1 月 31 日まで A 社で勤務していた。」と主張しているところ、雇用保険の記録によると、申立人の同社における離職年月日は、同年同月 30 日であったことが確認でき、オンライン記録と一致する。

また、事業主は、申立期間当時の関連資料等が無いため、申立内容について確認できない旨を回答しているが、「申立人の申立期間に係る厚生年金保険の届出はオンライン記録と一致しており、平成 14 年 1 月分の保険料は納付していないと思う。」と回答している上、申立期間において A 社に係る厚生年金保険被保険者記録を有する 8 人に照会し、回答のあった 6 人全員が「在籍期間と厚生年金保険の加入記録は一致する。」と供述しており、上記 8 人の雇用保険の記録によると、一人については記録が確認できないものの、残りの 7 人の記録はオンライン記録と一致する。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年6月1日から23年5月10日まで
私は、平成22年9月に申立期間の記録が脱退手当金となっていることを知った。もらった記憶が無いので申し立てた。

第3 委員会の判断の理由

申立人に係る厚生年金保険被保険者台帳によれば、保険給付欄に昭和23年5月25日に脱退手当金を支給した旨の記載が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の脱退手当金は、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から1か月以内（15日後）に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 24 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 3 月 5 日から 45 年 7 月 31 日まで
② 昭和 45 年 8 月 1 日から 48 年 4 月 11 日まで

私は、A社及びB社に勤務していた期間の厚生年金保険の記録について、同社を退職した約 16 か月後に脱退手当金が支給されたことになっており納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、申立人の署名・押印並びに「49年6月28日C社会保険事務所收受」、「49年7月3日D社会保険事務所受付」及び「49年8月28日小切手交付済」の押印が確認できる上、C社会保険事務所（当時）は、申立人の実家（E市F地区）の地域を管轄する社会保険事務所（当時）であり、送金先銀行名は、「G銀行F支店」とされていることが確認できる。

また、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が申立期間の脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3704

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 8 月 1 日から 42 年 4 月 21 日まで
私の年金記録によると、A社で勤務した期間の厚生年金保険被保険者期間について、脱退手当金が支給されたこととなっており、納得できない。

第3 委員会の判断の理由

脱退手当金裁定請求書によると、昭和 43 年 7 月 19 日付けの受付印、同年同月 22 日付けの支払通知書発送及び同年同月 25 日付けの支払予定日の印が確認できる上、同日に受領した旨の申立人の署名と押印が確認できる。

また、申立期間の脱退手当金については、支給額に計算上の誤りは無く、(株) A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の氏名欄には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張のほかに、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる具体的な周辺事情は見当たらない。

これらの理由及びその周辺事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 30 年 11 月 18 日から 32 年 4 月 1 日まで
② 昭和 34 年 2 月 2 日から同年 5 月 23 日まで
③ 昭和 35 年 6 月 13 日から 37 年 5 月 1 日まで
④ 昭和 37 年 8 月 8 日から 40 年 5 月 8 日まで

私は、出産のため産前産後の休暇を取得後、A社を昭和 40 年 5 月に退職した。その際、脱退手当金に関して、会社から説明等は何も受けた記憶は無く、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間④に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票には、脱退手当金を受給したことを示す「脱」の押印が記されていることが確認できる上、申立期間①、②、③及び④を通算して算出された脱退手当金は、その支給月数及び支給額に誤りは無く、申立期間④に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 6 か月後に支給決定されているほか、申立期間①の事業所に係る厚生年金保険被保険者台帳には、脱退手当金支給額の算定のために必要となる標準報酬月額等を社会保険庁（当時）から脱退手当金を裁定した社会保険事務所（当時）へ回答した年月日である「回答済 40. 8. 31」の記載が確認できるなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和5年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年2月16日から同年8月5日まで
② 昭和24年8月16日から34年8月1日まで

A社で勤務していた昭和24年2月16日から同年8月5日までの期間及び同年同月16日から34年8月1日までの期間に係る脱退手当金が支給済みとされているが、当時、脱退手当金の説明を受けた覚えは無いので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社の厚生年金保険被保険者名簿により、申立人が記載されているページを含む前後計10ページに記載されている女性で、申立人が資格を喪失した昭和34年8月の前後おおむね3年以内に被保険者資格を喪失して脱退手当金の受給資格がある者(申立人及び同社退職直後に他社で資格を取得している者を除く。)17人中14人に支給記録が確認でき、そのうち10人は資格喪失日から6か月以内に支給決定が行われていることが確認できるほか、申立期間当時は通算年金制度創設前であったことを踏まえると、事業主による脱退手当金の代理請求がなされた可能性が高いものと考えられる。

また、A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金が支給されたことを意味する「脱」の表示が記されている上、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和34年10月16日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3707

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和41年2月1日から43年3月1日まで

私は、申立期間についてはA社に勤務していたが、私の年金記録によると、その間の厚生年金保険被保険者期間について昭和43年5月7日に脱退手当金が支給されたことになっている。当時、長女が生まれたばかりで忙しく、脱退手当金を受給した記憶も無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る厚生年金保険被保険者台帳記号番号払出簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給月数及び支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約2か月後の昭和43年5月7日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはいかたがえ、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正7年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和32年1月4日から同年7月27日まで
② 昭和33年10月15日から36年12月1日まで

私は、A社に勤務しているときに、B中毒になり体を壊したため退職したが、脱退手当金の手続に行ってもいないし、もらった記憶も無いので、調査の上、厚生年金保険被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の裁定のために必要となる標準報酬月額等を、社会保険庁（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答したことを示す「回答済」の押印を確認することができる。

また、オンライン記録及びC市の被保険者台帳管理簿等によると、申立人の国民年金手帳記号番号は、申立人が60歳到達後の昭和55年4月1日に払い出されたと推認でき、36年11月にA社を退職後、国民年金の強制加入期間であるにもかかわらず、国民年金の加入手続を行っていないことが確認できる申立人が脱退手当金を受給することに不自然さはない。

このほか、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 10 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 11 月 16 日から 40 年 7 月 16 日まで
② 昭和 40 年 11 月 27 日から 41 年 7 月 27 日まで
③ 昭和 41 年 9 月 1 日から同年 12 月 10 日まで
④ 昭和 41 年 12 月 15 日から 42 年 10 月 10 日まで
⑤ 昭和 42 年 11 月 22 日から 43 年 7 月 21 日まで

A社(現在は、B社)C支店及びD社に勤務していた申立期間の脱退手当金が支給されたとされているが、私は脱退手当金を受給した記憶は無いので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書及び脱退手当金裁定並支出伺には「受付 45. 7. 1」、「45. 8. 25 支払済」の押印が確認できる上、添付されている領収書には、申立人が社会保険事務所(当時)の窓口で昭和 45 年 8 月 25 日付けで脱退手当金を受領した旨の申立人の署名及び押印が確認できる。

また、脱退手当金は、申立期間①、②、③、④及び⑤を通算して算出され、その支給月数及び支給額に計算上の誤りは無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえず、ほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、申立人には記録上、未請求となっている申立期間前の厚生年金保険被保険者期間(2期間)があるが、申立期間とは別の厚生年金保険被保険者台帳記号番号となっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことを踏まえると、未支給期間があることに不自然さはうかがえない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の申立期間における厚生年金保険の標準報酬月額に係る記録訂正を認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 7 年 1 月 1 日から 8 年 8 月 1 日まで
平成 7 年 1 月から 8 年 7 月までの標準報酬月額が、災害特例の適用を受けた記憶も無いのに実際の報酬月額に比べ低額になっているので調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

オンライン記録により申立期間のうち、平成 7 年 1 月から同年 11 月までの標準報酬月額については、当初、22 万円と記録されていたところ、同年 12 月 25 日付けで、当該期間の全てについて遡って 9 万 2,000 円（届出は 1,000 円）に引き下げられていることが確認できる。

しかし、A社に係る履歴事項全部証明書によると申立期間において申立人は同社の代表取締役であることが確認できる上、オンライン記録により、申立期間における同社の厚生年金保険被保険者は申立人のみであることが確認できることから、申立人は申立期間における当該標準報酬月額の減額処理に関与したものと認められる。

これらの事情を総合的に判断すると、申立人は、会社の業務を執行する責任を負っている代表取締役として自らの標準報酬月額に係る記録訂正処理の無効を主張することは信義則上許されず、申立期間における標準報酬月額に係る記録の訂正を認めることはできない。

兵庫厚生年金 事案 3711 (事案 31、2248 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和4年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和19年10月1日から20年4月1日まで

私は、昭和19年10月から21年8月頃までA社のB丸にC職見習として乗船していたが、申立期間の年金記録が無いことについて、再申立てをしたところ、平成22年10月25日にあっせんを行わないとの判断の通知をもらった。

しかし、以前、社会保険事務所(当時)から、B丸は昭和20年1月20日に遭難し沈没したことを示す資料の提供と説明を受けたが、同船は遭難しておらず、私は同船に乗って日本に帰国した。また、同船の同僚がD県で年金記録確認の申立てを行い、年金記録確認D地方第三者委員会から、私に同船に係る20年1月20日より後の期間についての問い合わせがあった。社会保険事務所から提供を受けた資料と年金記録確認D地方第三者委員会からの問い合わせの文書を提出するので、私が同船に乗船していた申立期間の船員保険の被保険者記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、i) 申立人が一緒に乗船していたとしている申立人の兄及び同僚についても、申立期間に係る船員保険被保険者記録は確認できないこと、ii) 船舶所有者であるE社は既に適用事業所でなくなっているため、当時の資料を確認することができないこと、iii) 申立人が申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを推認できる給与明細書等の資料は無いことを理由として、当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成20年3月25日付けで通知が行われている。

また、その後、申立人は、船員保険制度の施行時期(昭和15年)及びB丸

の乗組員数を主張して再度申立てを行ったため、当委員会では、i) 当時のB丸の乗組員数について、申立人は20人弱、元乗組員は24人としているところ、同船に係る船員保険被保険者名簿において、氏名の記載がある者は12人であり、申立人、申立人の兄及び申立人が記憶している元同僚の氏名の記載は確認できないことから、申立期間当時、当該事業所では、乗船者の全てについて船員保険に加入させる取扱いではなかったことがうかがえること、ii) 船員保険法が施行されたのは、昭和15年6月1日であるものの、申立人、申立人の兄及び申立人が記憶している元同僚が船員保険の被保険者資格を取得した20年4月1日は、改正された同法の施行日であることから、申立人は、同法改正により船員保険の被保険者の適用範囲が拡大したことをきっかけとして、事業主が船員保険の被保険者資格の取得手続を行った可能性がうかがえることにより、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、年金記録の訂正のあっせんは行わないとの判断を行った旨、平成22年10月25日付けで通知が行われている。

今回、申立人は、社会保険事務所から、B丸は昭和20年1月20日に遭難し沈没したことを示す資料の提供及び説明を受けたが、同船は遭難していないこと、及び年金記録確認D地方第三者委員会から、申立人に対し、同船に係る同日よりも後の期間について問い合わせがあったことを主張して、再度申立てを行っている。

しかしながら、当委員会では、申立期間に係る申立てについて、B丸が昭和20年1月に遭難したことを理由として申立人の年金記録の訂正の必要は無いとの判断は行っておらず、今回、申立人から提出された社会保険事務所の資料は戦時加算該当船舶名簿の写しであり、同年同月20日はB丸の加算区域航行期間の終期を表したものである上、年金記録確認D地方第三者委員会からの問い合わせについても、申立人の船員保険被保険者記録が確認できる申立期間より後の期間に関するものであり、申立人が申立期間において同船に係る船員保険被保険者であったことをうかがわせる事情とは認められない。

また、申立人は、B丸の同乗者として新たに二人の姓を挙げているが、同船に係る船員保険被保険者名簿において、当該二人の姓の記載は確認できない上、姓のみの記憶であり、オンライン記録において当該二人を特定することができないことから、当該二人から当時の状況を確認することもできない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、今回の申立人の主張は、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情とは認められず、そのほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が船員保険被保険者として、申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 39 年 2 月 10 日から 40 年 8 月 9 日まで
② 昭和 40 年 9 月 1 日から 41 年 9 月 11 日まで

年金記録上は、脱退手当金を受給したことになっているが、受給した覚えは無い。年金記録の訂正を願いたい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）によると、申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、申立期間に係る同被保険者資格喪失日から約3か月後の昭和41年12月5日に支給決定されているなど、一連の事務処理に不自然さはない。

また、A社に係る被保険者名簿により、同社を最終事業所として脱退手当金の受給記録があり、所在が確認できた元従業員一人に同手当金の状況について照会したところ、「私は、脱退手当金を受給した。」と証言している。

さらに、昭和38年4月8日から同年10月26日までの厚生年金保険被保険者期間については未請求期間となっているが、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号と申立期間に係る同被保険者記号番号は異なっている上、未請求期間に係る同被保険者記号番号は、平成20年5月30日に申立人の基礎年金番号に統合されたことが確認できることから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはない。

さらに、受給した記憶が無いという申立人の主張以外に、申立人が脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、その主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 1 月 1 日から 61 年 3 月 1 日まで

私は、A社（その後、B社に名称変更）に昭和 46 年 1 月に入社し、61 年 2 月 28 日まで継続して勤務していた。57 年 1 月から 61 年 2 月までの間、給料の総支給額は 52 万円から 62 万円であったにもかかわらず、標準報酬月額が 30 万円から 44 万円と低くなっていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「A社から受領した申立期間の給料の総支給額に比べて、標準報酬月額が低くなっていることに納得できない。」と主張しているところ、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）に基づき、標準報酬月額を改定又は決定し記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除したと認められる保険料額及び申立人の報酬月額のそれぞれに基づく標準報酬月額の範囲内であることからこれらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

申立人から提出のあった昭和 57 年から 59 年分の所得税の確定申告書及び事業所から提出のあった 57 年分と 59 年分給与所得等支給状況内訳表をみると、申立人の申立期間に係る年間給与支給額は約 540 万円から 651 万円であることが確認でき、これを月額に換算すると 44 万円から 56 万円となり、オンライン記録の標準報酬月額を上回る。

しかしながら、申立期間における標準報酬月額の上限は、昭和 57 年 1 月から 60 年 9 月までは 41 万円、60 年 10 月から 61 年 2 月までは 47 万円であることが確認できる。

また、申立期間について、申立人から提出のあった昭和 57 年から 59 年分の

所得税の確定申告書に記載されている社会保険料から算出した厚生年金保険料は、オンライン記録の標準報酬月額から算出した同保険料とほぼ一致する上、同申告書に記載されている社会保険料から算出した厚生年金保険料の控除額に見合う標準報酬月額は、オンライン記録と同額もしくは下回っていることが確認できることから、特例法による保険給付の対象に当たらないため、あつせんは行わない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年1月21日から34年5月13日まで
最低25年かけないと年金はもらえないと聞いていたので、私が脱退する
手続をしたはずがない。脱退手当金をもらっていないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示があるとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無い上、申立人の厚生年金保険被保険者台帳（旧台帳）には、脱退手当金の算定のために必要となる標準報酬月額等を、厚生省（当時）から当該脱退手当金の裁定庁へ回答されたことが記録されているなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

また、申立人のA社に係る被保険者名簿において、申立人の前後に記録されている女性のうち、申立人が被保険者資格を喪失した日（昭和34年5月13日）の前後約1年以内（33年5月から35年5月まで）の期間に厚生年金保険の被保険者資格を喪失した女性6人（申立人を除く。）の脱退手当金支給記録を確認したところ、当該6人全員が資格喪失日から7か月以内に脱退手当金の支給決定がなされている上、このうちの一人が「脱退手当金について会社から説明があり、辞めるときにお金をもらった。」と証言していることを踏まえると、事業主による代理請求がなされた可能性がうかがえる。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。